質和五十-第 五 号

法定外公共物 (赤線・青線等) 払下げ手続きに関する質問主意書

右  $\mathcal{O}$ 質問主意書を提出する。

昭和五十七年三月八日

提 出 者

小

沢 貞 孝

長 福 田 殿

衆

議

院

議

## 法 定 外 公 共 物 (赤 線 青 線 等) 払 下 げ 手 続 きに 関 す る 質 問 主 意 書

現 行 玉 有 財 産 法 で 法 定 外 公 共 財 産 とし て 取 扱わ れ、 道 路 法、 河 Ш 法 等  $\mathcal{O}$ 規 制  $\mathcal{O}$ 対 象 外 に な つ て

1 る里道 (通称 「赤線」と呼ぶ。) や 河 ĬΪĹ 法の適用又は準用が ない 水路 (通称 「青線」 と呼ぶ。 等が最

く、今後ますます多発する傾向にある。

近

 $\mathcal{O}$ 

宅

地

開

発 、

都

市

化

等

0

影

響

を受け、

廃

道、

廃

اَالَ

又

は

0

け替

え等

。 の 必

要が

生じて

١ ر

· る 箇

所

が

多

反 面 現 行  $\mathcal{O}$ 払 下 げ 事 務 手 続 き は、 市 町 村 役 場、 県、 建 設 省 所 轄 建 設 事 務 所)、 大 蔵 省 地 方

務 部 等 を 経 由 L て、 最 終 申 請 者 に 結 論 が 知 5 さ れ る ま で \_\_ 年 以 上 を 要 し て 1 る 例 が 多 1

財

他 面 申 請 件 数 は 年 間 万 件 以 上 ŧ あ り、 事 務 処 理 t 渋 滞 L が 5 で あ る。

行 政 0 簡 素化 と経費の 節 減 を図 る 必要 ŧ あ る最 近 0) 状 況に カン  $\lambda$ が み、 次の 件 12 つ ۲, て質問 す

る。

公図 に 示される て **,** \ る赤が 線 青線 の管理と所 有権 · を地・ 方自 治体 市 町 村) に 移 管、 譲 渡 すべ きだ

と思うがどうか。

地 方 自 治 体 0 長 は、 公図 に示され ている赤線 • 青 線地帯 0 廃 道、 廃川、 つけ替え、 払 下 げ

等

 $\mathcal{O}$ 申 請 が あ つた場合、 速やか に 現 地 調 查、 境 界  $\mathcal{O}$ 確 認等を行 V ; 建設 事務所、 地方財務部 と打

合 わ せ、 そ 0 結 論 を直 ちに申 請者に伝えるべきだと思うがどうか。

三 払下げに 伴う代 価 は 地 方 自 治 体の 収入とし、 管理、 運 営等  $\mathcal{O}$ 責任を持たせるべきだと思うが

どうか。

兀 現 在 実 施 中 で、 前 記 <u>ー</u>に ŧ 関 連  $\mathcal{O}$ あ る 玉 土調 査 0 実 施を急ぎ、 赤線 青線 の実態 を可 及

的速やかに把握すべきだと思うがどうか。

右質問する。